

問

当社の元パート労働者より、健康保険協会から業務中の負傷による治療費を返還するよう通知がきたが、どうしたらよいかとの連絡がありました。

詳細を確認したところ、

のことです。

なお、この状況については、同僚労働者も一緒に見ていたことが確認されました。

元パート労働者は、負傷当日より約2カ月間通院治療していたのですが、負傷の数日後に退職しており、退職後の治療も労災の適用となるのでしょうか。また、今後、労災請求の手続きをどのように行つたらよいでしょう

質問に答えます おします

退職者の労災請求

その元パート労働者は勤務が終了して会社内を移動中に発生した災害であり、未だ事業主の管理下にあり、業務に付随する行為中の災害であることから、業務災害と判断されます。

答 本件の場合、勤務が終了していても会社内を移動中に発生した災害であります。そこで、通院していった病院の証明を受け、健康保険協会への支払いが確認できる書類（領収書）及び病院の窓口で治療費を支払った領収書のいずれも原本を添付の上、被災労働者の所属事業場を管轄する監督署へ請求していくことになります。

業務中の災害における治療費については、健康保険を使用することはできないことから、健康保

していただき、通院していった病院の証明を受け、健康保険協会への支払いが確認できる書類（領収書）及び病院の窓口で治療費を支払った領収書のいずれも原本を添付の上、被災労働者の所属事業場を管轄する監督署へ請求していくことになります。

問 4月1日に、1年の雇用契約を締結して入社した従業員が、入社後3週間で自己都合により退職しました。この時点でまだ雇用保険の資格取得手続きを行つていなかつたが、資格取得手続きと喪失手続きの両方を行つた。

答えと解説は13ページをご覧ください。

本件は、業務災害により病院に受診したにもかかわらず、健康保険を使⽤したために、被災労働者が一旦治療費を負担しなければならなくなつた上に、病院に証明を依頼するなど手間のかかる手続きをとる必要が生じた事案です。

会社内や通勤途中で災害等が発生した場合には、速やかに会社担当者に報告することを日頃から労働者に周知しておくことが大切です。

なお、健康保険協会への返還金額が高額な場合など、何かあれば労働基準監督署へお気軽にご相談下さい。

その後、業務災害の場合は、「療養補償給付たる療養の費用請求書」（様式第7号（2））にて治療費と同様に請求していただけます。（薬剤費の請求書には、病院と薬局の証明が必要です）

また、退職後におけるたまきましては、まず健康保険協会へ治療費の返還（支払い）を行つていただきます。

式第7号（1）を作成

薬剤に係る費用は「療養補償給付たる療養の費用請求書」（様式第7号

（2））にて治療費と同様に請求していただけます。（薬剤費の請求書には、病院と薬局の証明が必要です）

また、退職後におけるたまきましては、まず健康保険協会へ治療費の返還（支払い）を行つていただきます。

式第7号（1）を作成



終了していたため労災は使えないものと思い、会社には報告しなかつたと挫したけれども、勤務が終了していたため労災は使えないものと思い、会

た。しかし、労災は使えないものと思い、会社には報告しなかつたと

かわらず、健康保険を使⽤したために、被災労働者が一旦治療費を負担しなければならなくなつた上に、病院に証明を依頼するなど手間のかかる手続きをとる必要が生じた事案です。

会社内や通勤途中で災害等が発生した場合には、速やかに会社担当者に報告することを日頃から労働者に周知しておくことが大切です。

なお、健康保険協会への返還金額が高額な場合など、何かあれば労働基準監督署へお気軽にご相談下さい。